

国 際 卓 越 研 究 大 学 構 想 検 討 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
国際卓越研究大学構想検討委員会要項 (令和4年10月11日総長裁定) (前 略) 第2 検討委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 企画・調整担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) 総長が指名する理事 若干名 (3) 総長が指名する部局長 若干名 (4) <u>総務部長</u> (5) <u>企画部長</u> (6) <u>財務部長</u> (7) <u>研究推進部長</u> (8) その他総長が必要と認める者 若干名 2 前項第8号の委員は、総長が委嘱する。 (中 略) 第9 検討委員会及びタスクフォースに関する事務は、関係する部課等の協力を得つつ、<u>企画部企画課及びプロボストオフィス</u>において処理する。 (後 略) 京都大学資金運用管理委員会要項 (令和4年3月16日総長裁定) (前 略) 第7条 委員会の事務は、<u>財務部財務課</u>において処理する。 (後 略) 京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項 (平成16年12月7日総長裁定) (前 略) 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長 (2) 厚生補導担当の副学長	第2 (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) <u>プロボストオフィス長</u> (5) その他総長が必要と認める者 若干名 2 前項第5号の委員は、総長が委嘱する。 第9 検討委員会及びタスクフォースに関する事務は、関係する部課等の協力を得つつ、<u>プロボストオフィス</u>において処理する。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第7条 委員会の事務は、<u>CF0 オフィス</u>において処理する。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第3 (1) } (同 左) (2) }

改正前	改正後
(3) 部局長 若干名 (4) 学生生活委員会委員 若干名 (5) <u>教育推進・学生支援部長</u> (6) その他総長が必要と認める者 若干名 2・3 (略) (中 略) 第5 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>学生課において処理する。 (後 略) 京都大学教育制度委員会規程 (平成16年6月15日総長裁定) (前 略) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 研究科(医学研究科を除く。)、医学研究科(人間健康科学系専攻を除く。)、医学研究科人間健康科学系専攻、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名 (3) 国際高等教育院の教授 1名 (4) <u>教育推進・学生支援部長</u> (5) その他総長が必要と認める者 若干名 2～4 (略) (中 略) 第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>教務企画課において処理する。 (後 略) 京都大学教職教育委員会要項 (昭和59年1月31日総長裁定) (前 略) 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育学研究科長 (2) 研究科の教授 各1名 (3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名 (4) <u>教育推進・学生支援部長</u>	(3) } (4) } (同 左) (5) <u>学務部長</u> (6) } 2・3 } (同 左) 第5 委員会に関する事務は、<u>学務部</u>学生課において処理する。 附 則(令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第3条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) <u>学務部長</u> (5) } 2～4 } (同 左) 第8条 委員会に関する事務は、<u>学務部</u>教務企画課において処理する。 附 則(令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第3 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) <u>学務部長</u>

改 正 前	改 正 後
2・3 (略) (中 略) 第7 委員会に幹事を置き、<u>教育推進・学生支援部</u>教務企画課長及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。 第8 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>教務企画課において処理する。 (後 略) 京都大学教務事務電算管理運営委員会要項 (平成元年1月25日総長裁定) (前 略) 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 各研究科の専任の教授、准教授又は講師各1名 (2) 国際高等教育院の推薦する教授、准教授又は講師1名 (3) <u>教育推進・学生支援部長</u>及び情報部長 2・3 (略) (中 略) 第6 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>教務企画課において処理する。 (後 略) 原子力研究整備委員会要項 (昭和33年6月16日総長裁定) (前 略) 3 委員会は、次の職員で組織する。 (1) 理学研究科長 (2) 医学研究科長 (3) 薬学研究科長 (4) 工学研究科長 (5) 農学研究科長 (6) エネルギー科学研究科長 (7) 化学研究所長 (8) エネルギー理工学研究所長 (9) 基礎物理学研究所長 (10) 複合原子力科学研究所長	2・3 (同 左) 第7 委員会に幹事を置き、<u>学務部</u>教務企画課長及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。 第8 委員会に関する事務は、<u>学務部</u>教務企画課において処理する。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第3 } (1) } (同 左) (2) } (3) <u>学務部長</u>及び情報部長 2・3 (同 左) 第6 委員会に関する事務は、<u>学務部</u>教務企画課において処理する。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 3 } (1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (同 左) (6) } (7) } (8) } (9) } (10) }

改 正 前	改 正 後
(11) 医学部附属病院長 (12) 京都大学環境安全保健機構規程（平成17年達示第6号）第12条第1項に規定する専門委員会の委員のうちから、環境安全保健機構長が指名する者 若干名 (13) 教授 若干名 <u>(14) 財務部長</u> <u>(15) 総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名</u> 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。 （後 略） 京都大学産学共同実用化促進事業実施委員会要項 （平成25年9月10日総長裁定） （前 略） 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 産官学連携担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) 総長が指名する理事及び副学長 (3) 部局長 若干名 (4) 成長戦略本部長及び副本部長 (5) <u>総務部長、財務部長及び渉外・産官学連携部長</u> <u>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</u> 2 前項第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （後 略） 京都大学研究者情報整備委員会規程 （平成30年5月15日総長裁定） （前 略）	(11) } (12) } (同 左) (13) } <u>(14) (同 左)</u> <u>(15) その他総長が指名する者 若干名</u> 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第3 } (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) <u>成長戦略本部の職員（前号に掲げる者を除く。）のうちから担当理事が指名するもの1名</u> <u>(6) 総長オフィス長及びCF0オフィス長</u> <u>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</u> 2 前項第3号、<u>第5号及び第7号</u>の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項第3号、<u>第5号及び第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。

改 正 前	改 正 後
(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 情報基盤担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) 研究担当の理事 (3) 部局長 若干名 (4) 総合研究推進本部長 (5) 情報環境機構長 (6) 図書館機構長 <u>(7) 人事部長</u> <u>(8) 情報部長</u> <u>(9) 研究推進部長</u> (10) 附属図書館事務部長 (11) その他総長が必要と認める者 若干名 2 前項第3号及び第11号の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項第3号及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。 4 (略) (後 略) 京都大学国際教育委員会規程 (平成28年3月8日総長裁定) (前 略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 学生担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) 総長が指名する理事 (3) 担当理事を補佐する理事補 若干名 (4) 教育担当の理事を補佐する理事補 若干名 (5) 総長が指名する理事補 若干名 (6) 国際高等教育院、大学院教育支援機構及び学生総合支援機構の教授 各1名 (7) <u>国際・共通教育推進部長</u> (8) その他総長が必要と認める者 若干名 2・3 (略) (中 略) 第6条 委員会に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>国際教育交流課において処理する。	(構成) 第2条 (1) (2) } (同 左) (3) (4) (5) (6) (7) <u>総長が指名する総合研究推進本部の職員</u> <u>1名</u> (8) } (同 左) (9) (10) } (同 左) (11) 2 前項第3号、<u>7号</u>及び第11号の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項第3号、<u>7号</u>及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。 4 (同 左) 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第2条 (1) (2) (3) (4) } (同 左) (5) (6) (7) <u>学務部国際・共通教育担当部長</u> (8) } (同 左) 2・3 第6条 委員会に関する事務は、<u>学務部</u>国際教育交流課において処理する。

改 正 前	改 正 後
(後 略) 京都大学国際科学イノベーション棟規程 (平成27年3月10日総長裁定) (前 略) (運営委員会) 第20条 イノベーション棟に、イノベーション棟の運営に関する重要事項を審議するため、国際科学イノベーション棟運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 統括管理者 (2) 本学の教授又は准教授 若干名 (3) <u>渉外・産官学連携部長</u> (4) その他統括管理者が必要と認める者 若干名 3 前項第2号及び第4号の委員は、統括管理者が委嘱する。 4～6 (略) (後 略) 京都大学宇治地区先端イノベーション拠点施設規程 (平成23年3月8日総長裁定) (前 略) (運営委員会) 第17条 拠点施設に、拠点施設の運営に関する重要事項を審議するため、宇治地区先端イノベーション拠点施設運営委員会（以下本条において「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 統括管理者 (2) 化学研究所長、エネルギー理工学研究所長、生存圏研究所長及び防災研究所長 (3) <u>渉外・産官学連携部長</u> (4) 宇治地区事務部長	附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (運営委員会) 第20条 } 2 } (同 左) (1) (2) (3) <u>成長戦略本部の職員のうちから統括責任者が指名するもの 若干名</u> (4) (同 左) 3 前項第2号から第4号までの委員は、統括管理者が委嘱する。 4～6 (同 左) 附 則（令和7年3月総長裁定） この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (運営委員会) 第17条 } 2 } (同 左) (1) (2) (3) <u>成長戦略本部の職員のうちから成長戦略本部長が指名するもの 1名</u> (4) (同 左)

改 正 前	改 正 後
(5) その他統括管理者が必要と認める者 若干名 3 前項第5号の委員は、統括管理者が委嘱する。 4～6 (略) (後 略) 京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定) (前 略) (事務) 第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>渉外・産官学連携部広報課</u>において処理する。 (後 略) 国立大学法人京都大学監事候補者選考委員会要項 (令和2年3月10日総長裁定) (前 略) (雑則) 第7条 選考委員会に関する事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 (後 略) 西部構内の指定場所における立看板に関する規程 (平成30年7月24日総長裁定) (前 略) 第7条 別図において指定する場所に立看板を設置しようとする場合は、所定の様式に、設置しようとする団体名、設置に係る責任者の氏名及び連絡先、告知する行事の名称及び開催期間並びに設置期間を記載の上、<u>教育推進・学生支援部</u>厚生課に申請しなければならない。 2・3 (略)	(5) (同 左) 3 前項第3号及び第5号の委員は、統括管理者が委嘱する。 4～6 (同 左) 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (事務) 第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>広報室</u>において処理する。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (雑則) 第7条 選考委員会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 第7条 別図において指定する場所に立看板を設置しようとする場合は、所定の様式に、設置しようとする団体名、設置に係る責任者の氏名及び連絡先、告知する行事の名称及び開催期間並びに設置期間を記載の上、<u>学務部</u>厚生課に申請しなければならない。 2・3 (同 左)

改正前	改正後
(後 略) 京都大学共通経費経理規程 (昭和 2 7 年 3 月 2 5 日総長裁定) (前 略) 第 4 条 共通経費の各部局負担額の算定は、第 3 条を基礎とした、月毎の各部局の使用実績に基づき、<u>財務部</u>経理課において行うものとする。 (後 略) 京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成 2 3 年 3 月 2 8 日総長裁定) (前 略) (事務) 第 8 条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>において処理する。 (後 略) 京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成 2 5 年 1 月 3 0 日総長裁定) (前 略) (事務) 第 7 条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>において処理する。 (後 略)	附 則 (令和 7 年 3 月総長裁定) この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。 第 4 条 共通経費の各部局負担額の算定は、第 3 条を基礎とした、月毎の各部局の使用実績に基づき、<u>会計管理部</u>経理課において行うものとする。 附 則 (令和 7 年 3 月総長裁定) この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。 (事務) 第 8 条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>学務部</u>において処理する。 附 則 (令和 7 年 3 月総長裁定) この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。 (事務) 第 7 条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>学務部</u>において処理する。 附 則 (令和 7 年 3 月総長裁定) この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

改正前	改正後
京都大学における留学生コースを履修する外国人留学生に係る入学料の免除に関する規程 (平成27年6月26日総長裁定) (前 略) (事務) 第8条 この規程に定める入学料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>において処理する。 (後 略) Kyoto University International Undergraduate Programにより本学の学部学生として入学する外国人留学生に係る授業料及び入学料の免除に関する規程 (平成30年9月26日総長裁定) (前 略) (運営) 第7条 この規程に定める授業料及び入学料の免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>留学生支援課において処理する。 (後 略) Kyoto University International Undergraduate Programにより本学の学部学生として入学する外国人留学生に係る奨学金に関する規程 (平成30年9月26日総長裁定) (前 略) (運営) 第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>留学生支援課において行う。 (後 略)	(事務) 第8条 この規程に定める入学料の免除に関する事務は、<u>学務部</u>において処理する。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (運営) 第7条 この規程に定める授業料及び入学料の免除に関する事務は、<u>学務部</u>留学生支援課において処理する。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (運営) 第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>学務部</u>留学生支援課において行う。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。

改正前	改正後
Kyoto University International Undergraduate Programにおける予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する外国人留学生に係る奨学金に関する規程 (平成30年9月26日総長裁定) (前 略) (運営) 第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>留学生支援課において行う。 (後 略) 京都大学と外国の大学が共同で実施する学位プログラムを履修する学生に係る授業料の免除に関する規程 (令和2年7月28日総長裁定) (前 略) (運営) 第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>学生課及び当該プログラムを実施する研究科等において行う。 (後 略) 京都大学大学院教育支援機構 Kyoto iUP 修了者向け大学院奨学金に関する規程 (令和6年3月27日総長裁定) (前 略) (運営) 第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>留学生支援課において行う。 (後 略)	(運営) 第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>学務部</u>留学生支援課において行う。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (運営) 第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>学務部</u>学生課及び当該プログラムを実施する研究科等において行う。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。 (運営) 第10条 奨学生の採用その他の奨学金の給付に関する事務は、<u>学務部</u>留学生支援課において行う。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。

改 正 前	改 正 後
京都大学大学院教育支援機構 Kyoto iUP 修了者向け大学院奨学金採用者として本 学に入学する外国人留学生に係る授業料 及び入学料の免除に関する規程 (令和6年3月27日総長裁定) (前 略) (運営) 第7条 この規程に定める授業料及び入学料の 免除に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u> 留学生支援課において行う。 (後 略)	(運営) 第7条 この規程に定める授業料及び入学料の 免除に関する事務は、<u>学務部</u>留学生支援課に おいて行う。 附 則 (令和7年3月総長裁定) この要項は、令和7年4月1日から実施する。